

建設工事等関係書類の押印廃止一覧表

本資料は、東秩父村における建設工事及び業務委託に関連する書類の押印廃止区分を整理したものです。デジタルガバメント推進の観点から、行政手続の簡素化と適正な管理を両立させることを目的としています。

1. 運用概要と判断基準の定義

本表における記号の意味、及び押印廃止の基本的な考え方は以下の通りです。

凡例

- （廃止）：押印を省略できる書類
- ×（不可）：引き続き押印が必要な書類
- －（対象外）：運用上、当初から押印を求めている等の理由で対象外となる書類

・押印を廃止する基本的な判断基準

以下のいずれかに該当する書類について、原則として押印を廃止します。

- 1.契約内容（金額等）の変更に直接関わらないもの
- 2.現状において認印で運用されているもの
- 3.会社の証明印や登記印との照合を必要としないもの
- 4.資格証等によって本人の確認が可能なもの
- 5.監督員による各種管理（工事監督等）のプロセスで事実確認ができるもの

2. 土木工事関係書類における押印廃止区分

書類名	押印廃止可否	備考
工事着工通知書	○	
請負代金内訳書	○	
工程表（工事工程表）	○	
現場代理人等通知書	○	
経歴書	○	
工事履行報告書（月報告）	○	
工期延長請求書	○	
工事完成通知書	○	
工事引渡書（工事目的物引渡書）	○	
認定申請書（中間前払金）	○	
部分払検査請求書	○	
工事記録（協議書等）	×	現場代理人・主任技術者の署名・押印を継続
工事故報告書	○	
建設業退職金共済証紙購入状況報告書	○	
建設業退職金共済証紙貼付実績報告書	○	
施工体制台帳	－	
下請負人に関する事項	－	
再下請負通知書	－	

再下請負関係	—	
施工体系図	—	
段階確認検査一覧表	—	
着手届	○	
施工計画書	○	
基本計画書	○	
工事実績情報(CORINS)に係る登録内容 確認書	○	
測量成果簿	—	
出来高管理図	—	
実施工程表	○	
品質管理関係	—	
納品書（資材等の出荷証明書等）	—	各種証明書の証明者印は必要
交通誘導員配置証明書	—	証明者印は必要
安全管理実施報告書	○	
産業廃棄物関係	—	各種証明書の証明者印は必要
再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	—	
各種完成図書の鑑	○	
電子納品のラベル	○	

3. 建築工事関係書類における押印廃止区分

書類名	押印廃止可否	備考
工事着工通知書	○	
請負代金内訳書	○	
工程表（工事工程表）	○	
現場代理人等通知書	○	
経歴書	○	
工事履行報告書（月報告）	○	
工期延期届	○	
工事完成通知書	○	

工事引渡書（工事目的物引渡書）	○	
認定申請書（中間前払金）	○	
部分払検査請求書	○	
工事打合せ簿、議事録または協議書等	×	現場代理人・主任技術者の署名・押印を継続
工事事務報告書	○	
建設業退職金共済証紙購入状況報告書	○	
建設業退職金共済証紙貼付実績報告書	○	
施工体制台帳	—	
下請負人に関する事項	—	
再下請負通知書	—	
再下請負関係	—	
施工体系図	—	
段階確認検査一覧表	—	
着手届	○	
施工計画書	○	
基本計画書	○	
工事実績情報(CORINS)に係る登録内容確認書	○	
測量成果簿	—	
出来高管理図	—	
実施工程表	○	
品質管理関係	—	
納品書（資材等の出荷証明書等）	—	各種証明書の証明者印は必要
交通誘導員配置証明書	—	証明者印は必要
安全管理実施報告書	○	
産業廃棄物関係	—	各種証明書の証明者印は必要
再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	—	
各種完成図書の鑑	○	
電子納品のラベル	○	

4. 業務委託関係書類における押印廃止区分

書類名	押印廃止可否	備考
現場責任者通知書	○	
技術管理等通知書	○	
管理技術者等通知書	○	現場責任者、技術管理者、照査技術者の通知を含む
委託業務完了通知書	○	
成果物引渡書	○	
履行期間延長請求書	○	
業務工程表	○	
身分証明書交付願	○	
業務打合せ記録簿	×	協議・指示の記録として押印を継続
電子納品のラベル	○	

5. 契約・経理関連および共通事項の押印扱い

実務上、真正性の担保が不可欠な以下の書類については、引き続き押印を必要とします。

押印を継続する主な書類（廃止不可）

- ・請求書（前払金、中間前払金、部分払、精算払のすべて）
- ・工事記録（協議書等）

特定書類に関する注意書き

- ・経歴書：現場代理人や技術者本人の署名・押印は廃止されますが、様式内の「実績の証明欄」については、発注者等による証明の真正性を担保するため、引き続き押印（証明印）が必要です。

6. その他特記事項および事業者への案内

記載のない様式の取り扱い：本表に明記されていない書類であっても、埼玉県が定める基準（埼玉県様式）があるものについては、原則として県の最新基準に準じて押印廃止の判断を行います。